

各 位

会 社 名 GMO ホスティング&セキュリティ株式会社 代表者名 代表取締役社長 青山 満 (コード番号 3788 東証マザーズ) 本店所在地 東京都渋谷区桜丘町 26-1 セルリアンタワー 問合せ先 取締役管理本部長 深山智房 (TEL. 03-6415-6100)

定款の(一部)変更に関するお知らせ

当社は、平成19年2月14日開催の取締役会において、「定款の(一部)変更の件」を平成19年3月26日開催予定の第14回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)ならびに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

- (1) 会社法施行時に定款に定めがあるとみなされている内容につき、その内容を反映 する規程の新設または変更を行うものであります。(変更案第4条、第7条、第9 条第1項)
- (2) 株主総会において議決権の代理行使を行う代理人の員数を定めるものであります。 (変更案第16条第1項)
- (3) 定款に定めを設けることにより、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および 連結計算書類に記載等すべき情報を、会社法施行規則および会社計算規則の定めに 従ってインターネットで開示することにより、株主様に提供したものとみなすこと が可能となったため、株主様への情報提供方法の多様化を図るため、規定の新設を 行うものであります。(変更案第17条)
- (4) 定款に定めを設けることにより、取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面等により同意の意思表示をし、かつ監査役が意義を述べなかった場合に、取締役会の決議があったものとみなすことが認められたことから、迅速な意思決定を可能とするため、規定の新設を行うものであります。(変更案第27条第2項)
- (5) 社外監査役として有能な人材の招聘を容易にするため、会社法に基づく社外監査 役の責任限定に関する規定を新設するものであります。 (変更案第40条第2項)
- (6) 会社法に対応した用語および引用条文の変更を行うとともに、一部字句の修正、 条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	1	「下線は変更部分を示しる	
現行定款		変更案	
現行定款 (商号) 第1条 当会社は、GMOホスティング&セキュリティ株式会社と称し、英文ではGMOHOSTING & SECURITY, INC. と表示する。 (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. インターネットに接続したウェブサーバ、メールサーバまたはその他	(商号) 第1条 (目的) 第2条		
の電気通信設備を顧客に利用させる 事業 2. 出版業 3. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス 4. 特許権、実用新案権、商標権、意匠権等の無体財産権のリース及びにその媒介 5. コンピュータ通信網及びインターネットを利用した情報の収集、分析、処理 6. コンピュータシステムの分析、設計 フトウェニータシステムの分析、設計 7. コンピュータシステムの分析、設計 7. コンピュータ関連技術者及で見事業の他のコンピュータ関する事業 8. 商業・工業者からの品発送業務 10. 電気通信機器具及び商品発送業務 10. 電気通信機器具及び商品発送業務 10. 電気通信機器具及びを開発、保全、売買 11. 通信ネットワークシステムに関する企画、開発、保守、コンサルティング及び販売 12. 情報通信システムの企画、設計並びに管理運営に関する導入指導及び代行業 13. 前各号に付帯する一切の業務			

現行定款	変更案	
(本店の所在地)	変叉米	
第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。	第3条(条文現行どおり)	
(新 設)	(機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 ①取締役会 ②監査役 ③監査役会 ④会計監査人	
(公告 <u>の</u> 方法) 第 <u>4</u> 条 当会社の公告は、電子公告により行う。 (2) やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	(公告方法) 第 <u>5</u> 条 (条文現行どおり)	
(発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、 343, 600 株とする。	(発行可能株式総数) 第 <u>6</u> 条 (条文現行どおり)	
(新 設)	(株券の発行) 第7条 当会社は、株式に係る株券を発行す る。	
(自己株式の取得) 第 <u>6</u> 条 当会社は、 <u>商法第211条/3第1項第2号</u> の定めにより、取締役会決議をもって自 己株式を取得することができる。	(自己株式の取得) 第 <u>8</u> 条 当会社は、 <u>会社法第165条第2項</u> の定め により、取締役会決議によって自己 <u>の</u> 株 式を取得することができる。	
(名義書換代理人) 第 <u>7</u> 条 当会社は、株式及び端株につき名義書	(<u>株主名簿管理人</u>) 第 <u>9</u> 条 当会社は、 <u>株主名簿管理人</u> を置く。	
<u>換代理人</u> を置く。 (2) 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 (3) 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、端株原簿の記載または記録、端株の買取り、その他	(2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 (3) 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。	

現行定款	変更案
株式及び端株に関する事務は、名 <u>義書換</u> 代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。	
(株式取扱規程) 第8条 当会社の発行する株券の種類、株式の 名義書換、実質株主通知の受理、実質株 主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登 録、端株原簿の記載または記録、端株の買 取り、その他株式及び端株に関する手続 き及びその手数料は、取締役会において 定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第 <u>10</u> 条 当会社の <u>株式に関する取扱い</u> 及び手数 料は、 <u>法令または定款のほか、</u> 取締役会 において定める株式取扱規程による。
(基準日) 第 <u>9</u> 条 当会社は、毎決算期の最終の株主名簿 に記載または記録された議決権を有する 株主(実質株主を含む。以下同じ。)をも って、その決算期の定時株主総会におい て権利を行使すべき株主とする。	(削 除)
(招集) 第 <u>10</u> 条 当会社の定時株主総会は <u>営業年度末日</u> <u>の翌日から3ヵ月以内に</u> 招集し、臨時株 主総会は、必要に応じて招集する。	(招集) 第 <u>11</u> 条 当会社の定時株主総会は <u>、毎年3月に これを</u> 招集し、臨時株主総会は、必要 <u>あ</u> <u>るときにこれを</u> 招集する。
(新 設)	(招集地) 第12条 株主総会は、東京都区内においてこれを招集する。
(新 設)	(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準 日は、毎年12月31日とする。
(招集権者及び議長) 第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある 場合のほか、取締役会の決議に基づいて、 取締役社長がこれを招集し、議長となる。 (2) 取締役社長に事故があるときは、取締 役会においてあらかじめ定めた順序に従 い、他の取締役が株主総会を招集し、議長 となる。	(招集権者及び議長) 第 <u>14</u> 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集 し、議長となる。 (2) (条文現行どおり)
(決議の方法)	(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款

に別段の定めがある場合のほか、出席し

第12条 株主総会の決議は、法令または本定款

に別段の定めがある場合のほか、出席し

現行定款

た株主の議決権の過半数で行う。

(2) <u>商法第343条</u>に定める<u>特別</u>決議は、総 株主の議決権の3分の1以上を有する株 主が出席し、その議決権の3分の2以上 で行う。

(議決権の代理行使)

- 第<u>13</u>条 株主は、当会社の議決権を有する他の 株主を代理人として、その議決権を行使 することができる。
 - (2) 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(新 設)

(議事録)

- 第<u>14</u>条 株主総会における議事の経過の要領及 びその結果<u>について</u>は、これを議事録に 記載または記録し、議長及び出席した取 締役がこれに記名押印または電子署名を 行う。
 - (2) 株主総会の議事録は、その原本を10 年間本店に、その謄本を5年間支店に備 え置く。

(員数)

第15条 当会社の取締役は10名以内とする。

(選任方法)

- 第<u>16</u>条 取締役は、株主総会において選任する。
 - (2) 取締役の選任決議は、<u>総</u>株主の議決権 の3分の1以上を有する株主が出席し、 その議決権の過半数で行う。
 - (3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

変更案

た<u>議決権を行使することができる</u>株主の 議決権の過半数<u>をもって</u>行う。

(2) <u>会社法第309条第2項</u>に定める決議は、 <u>議決権を行使することができる株主の</u>議 決権の3分の1以上を有する株主が出席 し、その議決権の3分の2以上<u>をもって</u> 行う。

(議決権の代理行使)

- 第<u>16</u>条 株主は、当会社の議決権を有する他の 株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を 行使することができる。
 - (2) (条文現行どおり)

(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議事録)

- 第<u>18</u>条 株主総会における議事の経過の要領及 びその結果<u>ならびにその他法令で定める</u> <u>事項</u>は、これを議事録に記載または記録 <u>する。</u>
 - (2) (条文現行どおり)

(員数)

第19条 (条文現行どおり)

(選任方法)

- 第<u>20</u>条 取締役は、株主総会において選任する。
 - (2) 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる</u>株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - (3) (条文現行どおり)

現行定款変更案

(任期)

第<u>17</u>条 取締役の任期は、<u>就</u>任後1年<u>内の最終</u> <u>の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の 時までとする。

(2) 増員または補欠として選任された取締 役の任期は、在任取締役の任期の残存期 間と同一とする。

(取締役の解任)

第<u>18</u>条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を<u>持</u>って行う。

(役付取締役)

第<u>19</u>条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長1名を選任し、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第<u>20</u>条 取締役社長は、当会社を代表し、会社 の業務を統轄する。

取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第<u>21</u>条 取締役会は、法令に別段の定めがある 場合のほか、取締役社長がこれを招集 し、議長となる。
 - (2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- (2) 取締役及び監査役の全員の同意があると きは、招集の手続きを経ないで取締役会 を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第<u>23</u>条 取締役会の決議は、取締役の過半数が 出席し、出席した取締役の過半数<u>で</u>行 う。 (任期)

第<u>21</u>条 取締役の任期は、<u>選</u>任後1年<u>以内に終</u> <u>了する事業年度のうち最終のもの</u>に関す る定時株主総会の終結の時までとする。

(2) (条文現行どおり)

(取締役の解任)

第22条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(役付取締役)

第23条 (条文現行どおり)

(代表取締役)

第24条 (条文現行どおり)

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 (条文現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第26条 (条文現行どおり)

(取締役会の決議方法)

第<u>27</u>条 取締役会の決議は、<u>議決に加わること</u> <u>ができる</u>取締役の過半数が出席し、出席 した取締役の過半数<u>をもって</u>行う。

現行定款	変更案
------	-----

(2) 当会社は、会社法第370条の要件を充 たす場合は、取締役会の決議の目的であ る事項につき、取締役会の決議があった ものとみなす。

(取締役会の議事録)

- 第2<u>4</u>条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果<u>について</u>は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。
 - (2) 取締役会の議事録は、10年間本店に 備え置く。

(新 設)

(報酬及び退職慰労金)

第<u>25</u>条 取締役の報酬<u>及び退職慰慰労金</u>は、株 主総会の決議に<u>より</u>定める。

(取締役の責任免除)

- 第26条 当会社は、<u>商法第266条第12項</u>の規定 により取締役会の決議をもって、<u>同条第 1項第5号</u>の行為に関する取締役(取締役 であった者を含む。)の責任を法令の限 度において免除することができるものと する。
 - (2) 当会社は、<u>商法第266条第19項</u>の規定 により社外取締役との間に<u>同条第1項第5</u> <u>号</u>の行為による賠償責任に関し、<u>同条第</u> <u>19項各号</u>に定める金額の合計額を限度と する旨の契約を締結することができるも のとする。

(員数)

第27条 当会社の監査役は3名以内とする。

(選任方法)

- 第<u>28</u>条 監査役は、株主総会において選任する。
- (2) 監査役の選任決議は、<u>総株主の</u>議決権の 3分の1以上を有する株主が出席し、そ

(取締役会の議事録)

- 第<u>28</u>条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。
 - (2) (条文現行どおり)

(取締役規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または 定款のほか、取締役会において定める取 締役会規程による。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行 の対価として受ける財産上の利益(以 下、「報酬等」という)は、株主総会の 決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により取締役会の決議をもって、会社法 第423条第1項の行為に関する取締役(取 締役であった者を含む。)の責任を法令 の限度において免除することができるも のとする。
 - (2) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により社外取締役との間に会社法第423条第1項の行為による賠償責任に関し、会社法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができるものとする。

(員数)

第32条 (条文現行どおり)

(選任方法)

- 第<u>33</u>条 監査役は、株主総会において選任する。
- (2) 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使する</u> ことができる株主の議決権の3分の1以

現行定款変更案

の議決権の過半数で行う。

上を有する株主が出席し、その議決権の 過半数をもって行う。

(任期)

- 第<u>29</u>条 監査役の任期は、<u>就任</u>後4年<u>内の最終</u> <u>の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時 までとする。
 - (2) 補欠として選任された監査役の任期 は、退任した監査役の任期の<u>残存期間と</u> 同一とする。

(監査役会の招集)

第30条 当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第<u>31</u>条 監査役会の決議は、法令に別段の定め がある場合を除き、監査役の過半数をも ってこれを行う。

(監査役会の議事録)

- 第<u>32</u>条 監査役会<u>の議事録は、</u>議事の経過の要 領<u>および</u>その結果<u>を</u>記載または記録し、 出席した監査役がこれに記名押印または 電子署名を行う。
 - (2) 前項の議事録は、その原本を本店に10 年間備え置く。

(監査役会規程)

第<u>33</u>条 監査役会に関する事項については、法 令または定款のほか、監査役会において 定める監査役会規程による。

(報酬及び退職慰労金)

第34条 監査役の報酬<u>及び退職慰労金</u>は、株主 総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当会社は、商法第280条第1項の規定に

(任期)

- 第<u>34</u>条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。
 - (2) <u>任期の満了前に退任した監査役の</u>補欠 として選任された監査役の任期は、退任 した監査役の任期の<u>満了する時まで</u>とす る。

(監査役会の招集)

- 第35条 当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。
 - (2) 監査役の全員の同意があるときは、招集 の手続きを経ないで監査役会を開くこと ができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 (条文現行どおり)

(監査役会の議事録)

- 第37条 監査役会<u>における</u>議事の経過の要領<u>及</u> びその結果<u>ならびにその他法令で定める</u> 事項は、これを議事録に記載または記録 し、出席した監査役がこれに記名押印ま たは電子署名を行う。
 - (2) (条文現行どおり)

(監査役会規程)

第38条 (条文現行どおり)

(報酬等)

第<u>39</u>条 監査役の報酬<u>等</u>は、株主総会の決議に よって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定

現行定款

より、取締役会の決議をもって、監査役 (監査役であったものを含む。)の責任 を法令の限度において免除することがで きるものとする。

(新 設)

変更案

により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であったものを含む。)の責任を法令の限度において免除することができるものとする。

(2) 当会社は、会社法第427条第1項の規定に より社外監査役との間に会社法第423条 第1項の行為による賠償責任に関し、会 社法第425条第1項に定める金額の合計額 を限度とする旨の契約を締結することが できるものとする。

(営業年度及び決算期)

第<u>36</u>条 当会社の<u>営</u>業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年と<u>し、毎年12月31</u> 日を決算期とする。

(利益配当金)

第37条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主 名簿に記載または記録された株主または 登録質権者、及び同日の最終の端株原簿 に記載または記録された端株主に支払 う。

(中間配当)

第38条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 6月30日の最終の株主名簿に記載または 記録された株主または登録質権者、及び 同日の最終の端株原簿に記載または記録 された端株主に対し、中間配当を行うこ とができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(事業年度)

第<u>41</u>条 当会社の<u>事</u>業年度は、毎年1月1日か ら12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第<u>42</u>条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年12</u> 月31日とする。

(中間配当)

第<u>43</u>条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 6月30日<u>を基準日として</u>、中間配当を行 うことができる。

(配当金の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成19年3月26日 定款変更の効力発生日 平成19年3月26日

以上